

公 示

平成24年10月19日

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び長野県の県域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月11日 16時36分
	発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	関係県知事に行った指示に基づき、当分の間、一部食品の摂取及び出荷を差し控えるようにすること。